

みんなで築く

すこやかライフ

豊かな老後

つくろう健康 幸せの未来づくり

# 国民健康保険ガイド

## 医療費の限度額適用認定証と食事代金の減額認定証について

- **「高額療養費制度」とは** ※限度額を超えた医療費は国民健康保険が負担します。  
お医者さんでかかった医療費が高額になったときに、みなさんの負担が軽くなるように、窓口での支払いが自己負担限度額までになる制度です。
- **「限度額適用認定証」** ※認定証の発行は保険料の滞納がない世帯に限ります。  
「限度額適用認定証」は70歳未満の国民健康保険の加入者が交付対象となり、事前に交付を受けることで入院や通院する際に、医療機関の窓口へ提示することで1つの医療機関での窓口の支払金額（保険診療分）を自己負担限度額までにとどめることができます。
- **「限度額適用・標準負担額減額認定証」** ※認定証の発行は保険料の滞納がない世帯に限ります。  
「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、住民税非課税世帯の国民健康保険の加入者が交付対象となり、事前に交付を受けることで入院や通院する際に、医療機関の窓口へ提示することで1つの医療機関での窓口の支払金額（保険診療分）を自己負担限度額までに抑えられるとともに、標準負担額（入院時の食事代）が減額されます。

## 70歳未満の人の所得区分と限度額

同じ人が同じ月内に一医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。認定証（申請により交付）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

適用区分	所得区分	自己負担限度額（月額）	
		3回目まで	4回目以降（※2）
ア	判定所得（※1）が901万円を超える世帯または未申告世帯	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その越えた分の1%	140,100円
イ	判定所得が600万円を越え901万円以下の世帯	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その越えた分の1%	93,000円
ウ	判定所得が210万円を越え600万円以下の世帯	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その越えた分の1%	44,400円
エ	判定所得が210万円以下の世帯（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 判定所得＝総所得金額等－基礎控除（33万円）

※2 過去12ヶ月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

## 70歳以上75歳未満の人の限度額

70歳以上75歳未満の方は、外来（個人単位）の限度額Aを適用後、外来+入院（世帯単位）の限度額Bを適用します。外来・入院とも、個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）A	外来+入院（世帯単位）B
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その越えた分の1%過去12ヶ月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯（低Ⅱ）	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯（低Ⅰ）	8,000円	15,000円

●75歳に到達する月は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

●住民税非課税世帯（低Ⅱ・低Ⅰ）の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。

お問い合わせ

苫前町保健福祉課

☎64-2215

マイプランをしっかりと国民年金  
「20歳になったら国民年金への加入を！」



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができるといった制度です。

国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります  
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

②老後のためだけではありません！

国民年金には年をとったときの「老齢年金」のほか、「障害年金」や「遺族年金」もあります。

「障害年金」は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。

「遺族年金」は加入者が亡くなったときに、その加入者によって生計を維持されていた遺族（子のある妻や子）が受け取ることができず。これらは、保険料が未納となつていたり万が一のときにも受け取ることができなくなつてしまいます。

学生や若年者のための制度

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付を猶予することができる制度になります。

対象は、学校教育法に規定される大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等となります。

保険料納付猶予制度

学生でない方であっても、20歳以上50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付を猶予される制度があります。

これら猶予した保険料

は、就職して保険料を払えるようになってからさかのぼって納付することができません。これらの猶予制度のほか、御本人、配偶者、世帯主の方の所得が一定以下の場合、保険料の一部や全額を免除される制度もあります。保険料を未納のままにしておくと、万が一の際にも年金を受け取ることができなくなつてしまいます。保険料の納付が困難な場合はそのまま未納とせず、まずは市町村や年金事務所へ相談をしてください。

お問合せ

●留萌年金事務所  
(☎0164(43)7211)

●税務町民課おもてなし係(☎64)2213までお問い合わせください。

国民年金くわしくは  
日本年金機構  検索

1月 町税の納期

今日は、

道 町 民 税  
固 定 資 産 税

の納付月です。

納期内納入にご協力願います。

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ安全で安心な北海道～

●余裕を持った運転を

冬道は天候状況や積雪による渋滞が発生するなど到着するまでに時間がかかります。目的地までの天気や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

●スピードダウンと慎重な運転を

冬道では、スリップによる正面衝突の死亡事故が多発しています。スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

●「急」のつく運転操作は危険

急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険です。スピードダウンや早めブレーキなど、慎重な運転を心がけましょう。

●交差点に注意

雪山で見通しが悪い交差点などでは、「車が来ているかもしれない」「歩行者が横断しているかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。

●悪天候に注意

吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報を確認するとともに、防寒具やスコップ等を準備しましょう。



問い合わせ 羽幌警察署 (☎62-1110)

## 苫前冬の大運動会兼町民スキー大会

- **日時** 平成29年1月29日(日)  
受付：8：30～8：50(苫前町公民館)  
開会式：9：00
- **会場** 古丹別緑ヶ丘スキー場(字古丹別)
- **対象** 苫前町に在住もしくは通勤・通学している小学生以上の方
- **種目** スキーの部、スノーボードの部、その他団体競技
- **その他** 「お楽しみ抽選会」や「遊び場コーナー」もあります。  
※ 詳細は、後日チラシなどでお知らせします。  
町内スキー場1月6日(金)13：00～オープン 2月27日(月)まで



## 第25回北海道凧あげ大会・第44回苫前町凧あげ大会

- **日時** 平成29年2月26日(日) 開会式9:30
- **会場** とままえ温泉ふわっと
- **部門** 親子／小学1・2年生／小学3・4年生／  
小学5・6年生／中学生／高校・一般／  
大凧／連凧
- **申込み** 2月17日(金)までに事務局へお申込みください。
- **その他** ・今年も各種アトラクションを実施します。  
・特産品、売店コーナーも多数出店します。  
・毎年好評の抽選券付きイベント通貨券を販売します。
- **主催** 苫前町凧あげ大会実行委員会(苫前町公民館内)



## 苫前町凧あげ大会用 PRポスターの図柄募集

- **応募資格** 苫前町内の小学生
- **応募締切** 平成29年2月3日(金)
- **応募形態** サイズ／四つ切り(540mm×380mm)縦型の用紙  
画材／絵の具(ポスターカラー、クレヨン、サインペンなど)
- **その他** 表彰は平成29年2月26日の凧あげ大会で行われます。  
最優秀の作品は平成30年2月(次回)大会用のPRポスターのデザインにさせていただきます、副賞を贈呈します。



## 本とあそぼう事業に遊びに来ませんか

苫前町公民館図書室では、第1日曜日に絵本の読み聞かせや手遊び、設定遊びを行う「本とあそぼう」事業を実施しています。申込みは不要です。是非親子で遊びに来てください。

- 平成29年2月5日(日) 10：30～ 設定遊び：ダンボール遊び
- 平成29年3月5日(日) 10：30～ 設定遊び：遊べる工作  
「しゃくとりむし」



～あなたの学びを応援します～

**苫前町公民館**

電話 65-4076・FAX 65-3220  
Email shakaikyoiku@town.tomamae.lg.jp



# 人事行政の 運営等の状況

ダイジェスト版



苫前町における平成27年度分の人事行政の運営の状況について、地方公務員法により次のとおり公表します。

## 2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
27年度	人 61	千円 241,317	千円 41,799	千円 91,133	千円 374,249	千円 6,135

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

## 3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	苫前町	類似団体平均	全国町村平均
平成27年度	95.5	95.3	95.8
平成22年度	92.0	94.1	95.1

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものの

## 4) 一般行政職給料表の状況(平成27年4月1日現在)

	1号俵の給料月額	最高号級の給料月額
1級	137,600円	244,900円
2級	187,700円	301,900円
3級	223,900円	347,700円
4級	258,300円	378,700円
5級	285,000円	390,700円
6級	315,800円	407,900円

## 5) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
苫前町	42.9歳	319,820円	412,055円	363,848円
北海道	45.4歳	331,531円	399,809円	375,822円
国	43.5歳	334,283円	-	408,996円
類似団体	41.3歳	301,497円	352,840円	330,387円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## 1 職員の任免

### 1) 職員の任免に関する状況

#### ① 職員数、退職者数及び採用者数(平成27年度)

平成27年 4月1日 現在の職 員数 A	平成27年 度中の退 職者数	平成27年 度中及び 平成28年 4月1日 採用者数	平成28年 4月1日 現在の職 員数 B	対前年 増減数 B-A
69人	4人	4人	69人	1人

#### ② 年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)

区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	0人	40歳～43歳	12人
20歳～23歳	3人	44歳～47歳	9人
24歳～27歳	7人	48歳～51歳	8人
28歳～31歳	3人	52歳～55歳	10人
32歳～35歳	6人	56歳～59歳	4人
36歳～39歳	7人	60歳以上	0人
合 計			69人

#### ③ 部門別職員数と推移

	一般行政	教育	普通会計	公営企業等会計	総合計
17年	56人	11人	67人	10人	77人
22年	47人	10人	57人	8人	65人
23年	47人	10人	57人	8人	65人
24年	49人	9人	58人	8人	66人
25年	49人	9人	58人	9人	67人
26年	50人	9人	59人	9人	68人
27年	51人	10人	61人	8人	69人
過去5年間 の増減数	4人 8.5%	0人 0.0%	4人 7.0%	0人 0.0%	4人 6.2%
過去10年間 の増減数	▲5人 ▲8.9%	▲1人 ▲9.1%	▲6人 ▲9.0%	▲2人 ▲20.0%	▲8人 ▲10.4%

## 2 職員の給与

### 1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 27年度末	歳出額 A	実質収支
27年度	3,261人	5,269,181千円	213,601千円
区分	人件費 B	人件費率 B/A	26年度の 人件費率
27年度	613,758千円	11.6%	13.7%

## 10) 期末手当・勤勉手当

苫前町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,316千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,614千円	-
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.45月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)～  
勤務実績に応じて支給している。

## 11) 退職手当(平成27年4月1日現在)

苫前町	国
(支給率) 自己都合/勤奨・定年 勤続 20年 21.62月分/27.025月分 勤続 25年 30.82月分/36.57月分 勤続 35年 43.70月分/52.44月分 最高限度額 52.44月分/52.44月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(支給率) 自己都合/勤奨・定年 勤続 20年 21.62月分/27.025月分 勤続 25年 30.82月分/36.57月分 勤続 35年 43.70月分/52.44月分 最高限度額 52.44月分/52.44月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
1人当たり平均支給額 10,350千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職  
者に支給された平均額である。

## 12) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	- %
手当の種類(手当数)	- 件
手当の名称	主な支給対象職員 主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
防疫等 作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律第6条第2項 及び第3項に定める感染症並びに黄 熱、結核及びハンセン症が発生し、 又は発生するおそれがある場合にお いて、感染症の患者若しくは感染症 の疑いのある者の救護又は感染症の 病原体の付着した物件若しくは付着 の疑いのある物件の処理作業に従事 した職員 1日につき 500円
死体処理 作業手当	死体の処理作業に従事した職員 1日につき 2,000円
除雪作業 従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午 前6時までの間又は暴風雪警報若し くは大雪警報発令若しくは大雪警報 発令下において行う除雪車による除 雪作業に従事したとき 1時間につき 60円
異常圧力内 作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業 に従事したとき 1時間につき、 潜水深度に応 じて310円から 1,500円の範囲 内の額
牛馬取扱 手当	牛馬を行うピロプラズマ等の予防接 種作業に従事したとき 1日につき 230円

## 13) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	11,473千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	255千円
支給実績(26年度決算)	9,360千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	218千円

## 6) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	苫前町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	174,200円	173,166円	174,200円
	高校卒	142,100円	141,708円	142,100円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法に  
よる措置がないとした場合の値(減額前)である。

## 7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 の状況(平成27年4月1日現在)

区分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	
一般行政職	大学卒	238,033円	293,100円	317,500円
	高校卒	205,400円	247,266円	297,800円

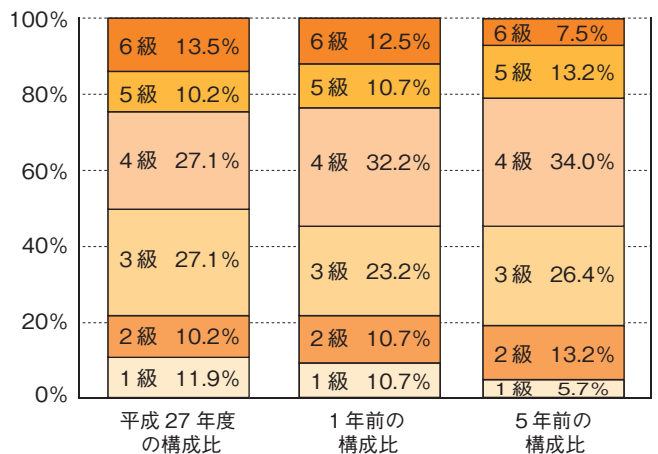
(注) 各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したもの  
である。

## 8) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師・保健師・栄養士及 び主事補の職務	7人	11.9%
2級	相当高度の知識又は経験を必要 とする業務を行う職務	6人	10.2%
3級	1 保健師長、係長、主査又は 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う職務	16人	27.1%
4級	1 課長補佐又は主幹の職務 2 困難な業務を処理する係 長、主査又は主任の職務	16人	27.1%
5級	1 課長、室長事務局長又は参 事の職務 2 困難な業務を処理する課長 補佐又は主幹の職務	6人	10.2%
6級	困難な業務を処理する課長、室 長、事務局長又は参事の職務	8人	13.5%

(注) 1 苫前町職員の給与に関する条例に基づく給料表の  
級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの急に該当する  
代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給  
料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統  
合)

## 9) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に応じて昇給している。

## 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1) 職場研修

職場研修は主に上司が部下の啓発・向上のため、計画性を持って仕事または仕事に関連させて個別に指導・育成することを基本とした研修である。日々の仕事の中での上司から部下への説明、ほめる・しかる、率先垂範、権限委譲等はもちろんのこと、職場会議、職場内勉強会、さらには部下から上司に対するパソコンの操作説明に至るまですべてが職場研修となる。この職場研修を支援するため、「職場研修マニュアル」を活用するなどして職場研修の活性化に努めている。

### 2) 一般研修(研修所派遣)等

職員が職務遂行に必要な知識、技能その他基礎的教養を習得させること、あるいは専門的分野の技能を高めることを目的として、階層別に職場外の研修所等に職員を派遣している。

区分	件数	人数
一般研修	17件	18人
専門研修	1件	2人
町村会研修	5件	13人
道外派遣研修	0件	0人
計	23件	33人

### 3) 特別研修

職員研修は、職員各位が個人の自覚と意欲に基づいて行う自己啓発が基本であることから特別研修として位置づけ、必要な支援を進めている。

### 4) 勤務成績の評定の状況

本町では、勤務成績の評定制度を導入していない。ただし、全職員についてその昇級時期と勤勉手当支給時において、所定の勤務日数勤務していない職員に対して昇級号俸数を減ずるなどの措置を行っている。これにより、平成27年度中に昇級号俸数を減じられた職員は11名、勤勉手当を減額された職員は該当がなかった。

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 1) 健康診断事業の状況

労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断及びその他の健康診断を実施している。

実施事業	受診者数
定期健康診断	12人
人間ドック	55人
がん検診	0人

### 2) 公務災害の状況

公務中・通勤途上に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の補償を行っている。平成27年度に公務災害及び通勤災害の補償を受けた職員は、該当はなかった。

### 3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関し、公平委員会に対して任命権者による適当な措置が執られるよう要求することができる。

平成27年度については、措置要求はなかった。

### 4) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立をすることができる。

平成27年度における不服申立は、なかった。

## 14) 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	672,000円 (840,000円)	828,000円/435,600円
	副町長	578,000円 (680,000円)	667,000円/421,500円
報酬	議長	234,000円 (260,000円)	316,000円/171,100円
	副議長	198,000円 (220,000円)	251,000円/119,000円
	議員	171,000円 (190,000円)	230,000円/100,000円
期末手当	町長・副町長	(27年度支給割合) 4.05月分	
	議長・副議長・議員	(27年度支給割合) 4.05月分	
退職手当	町長	(算定方式) 672千円×在職年数×512.6/100	(1期の手当額) 1,378万円 任期ごと
	副町長	578千円×在職年数×323.4/100	748万円 任期ごと
寒冷地手当	町長	(27年度支給割合) 一般職と同じ	
副町長			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 3 職員の勤務時間その他の勤労条件の状況

### 1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、8時30分～17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分である。

1日のうち1時間の休憩時間がある。

区分	範囲	性格	給与
勤務時間(休憩時間除く)	8:30～17:15	職務専念義務の課せられている時間	有給
休憩時間	12:00～13:00	労働から離れることを保障された時間	無給
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	勤務時間を割り振らない日	無給
休日	国民の祝日 12/31～1/5	特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日	無給

(注) 勤務内容によって、勤務時間、勤務を要しない日及び休日異なる場合がある。

### 2) 年次有給休暇取得の状況

年次有給休暇は、職員に暦年に20日付与される。なお、年の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から20日までの範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与される。

また、その年に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

職員1人当たり平均取得日数(27年度)	10.9日
---------------------	-------

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1) 分限処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持とその適正な運営の確保の目的から、一定の法定事由がある場合に降任、免職又は休職とする処分である。

平成27年度については、分限処分はなかった。

### 2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に法令違反、職務上の義務違反又は職員としてふさわしくない非行があった場合に、戒告、減給、停職又は免職とする処分である。

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
件数	2件	0件	0件	0件	2件





## 屋根から落ちる雪や氷の危険を防止しましょう！

毎年冬になると屋根に積もった雪・氷・つららが落ちて、歩行者がケガをしたり、また死亡したり、する事故がしばしば起こっています。

皆さんも冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

- 屋根の雪・氷・つららが道路に落ちるような建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。
- 雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついたり古くなったりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。
- 屋根の雪、氷、つらは、気温が上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったときに落ちやすい状態となるため、そのようなときは、早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子供などに十分注意するようにしてください。
- ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。
- 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- 軒下や道路では、子供を絶対に遊ばせないようにしてください。
- 屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。
- 交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

留萌開発建設部 留萌振興局 羽幌警察署 苫前町

## 社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

### A：マイナンバー(個人番号)の場合

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

税務署へご提出いただく所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の申告書については、平成29年1月から、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

### B：法人番号の場合

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

税務署へご提出いただく法人税・消費税及び地方消費税の申告書については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度から、法人番号の記載が必要ですが、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- 国税に関する社会保障・税番号(マイナンバー)制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)のトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリックして、ご覧ください。



## 留 萌 税 務 署

ご厚志に感謝します

### 苫前町へ

○名古屋市 上田 久子 様

### 岩見町内会へ

○名古屋市 上田 久子 様

### 岩見親和会へ

○名古屋市 上田 久子 様

### 力屋町内会へ

○力 昼 春国瑠璃子 様

### 町社会福祉協議会へ

○苫前 曹洞宗第一教区青年会様

苫前町へ(ふるさと応援寄附金)

○札幌市 大川 雅宏 様

○岡谷市(長野県) 景山 康子 様

○名古屋市 齋藤 一幸 様

### 戸籍の小箱

ご成長をお祈り申し上げます

氏名 父/母 出生日 住所

中野 英清(長男) 拓也/幸香 10/26 苫前別

能登 洗輝(次男) 誠志/江梨 11/21 苫前別

### 末永くお幸せに

氏名(女) 住所 氏名(妻) 住所

守谷 凌二 札幌市西村 理恵 苫前

間宮 篤志 長島三浦 真理 札幌市

山本 大樹 室蘭市飯田 弥生 石狩市

謹んでお悔やみ申し上げます

氏名 年齢 死亡日 住所

丹羽 直美 48 11/2 苫前別

岩澤 正幸 55 11/3 苫前

小泉美枝子 89 11/8 旭

春国不二丸 75 11/12 力屋

松岡 隆子 59 11/20 苫前別

# ちびっこギャラリー

古丹別保育所園児の作品

## 『おゆうぎかいのえ』

青組 秋山 美結さん  
かえんさんがうまくかけてました。



## 『おゆうぎかいのえ』

青組 鴨田 大希くん  
みんなおおきくかけました。



## 『おゆうぎかいのえ』

青組 佐藤百合華さん  
いしょうがうまくかけました。



## 『サンタとツリー』

桃組 立松 優汰くん  
プレゼントをかくのがたのしかったです。



## 『おせうに』

青組 後藤 皓斗くん  
おわんのかちぎるところがたのしかったです。



## 『おせうに』

青組 助石 愛梨さん  
おもちをつくるのがたのしかったです。



## 『とんぼとコスモス』

黄組 能登梨々香さん  
コスモスのはなびらをしょうずにつくれました。



## 『あじさいとカタツムリ』

黄組 河端 朔矢くん  
あじさいにのいたきいろがとてもきれいにできました。



## 『サンタとツリー』

桃組 中尾 劉祇くん  
クリスマスツリーをおるのがたのしかったです。



## 新規銃猟免許取得費・新規銃猟免許取得者銃器等購入費補助のお知らせ

農林有害鳥獣被害を防止するため、農林有害鳥獣駆除に必要な銃猟免許の新規取得者の取得に係る経費と、新規銃猟免許取得者が農林有害鳥獣駆除に必要な銃器及び保管庫等の購入費の一部を補助する制度を新たに設けました。

■助成対象(以下の要件をすべて満たすこと)

- 銃砲所持許可を取得し、狩猟免許における第1種銃猟免許及びわな猟免許を新規に取得した者
- 北海道猟友会羽幌支部苫前部会員で構成する苫前町猟友会に所属した者で、苫前町が実施する農林有害鳥獣等駆除業務に協力できる者
- 苫前町町税の滞納者に対する特別措置に関する条例第2条第1項第1号に規定する町税滞納者でない者

※新規銃猟免許取得費補助及び銃器等購入費補助の金額や申請の際に必要な書類については下記へ問い合わせをお願いします。



農林水産課農林係(☎64-2314)